



年6回発行

# nagoya発

2007.4月 No.19

# くらしのほっと通信

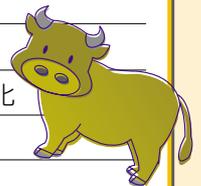
## もう繰り返される被害! 儲け話の甘〜い罠

今なお史上最悪の詐欺事件と語り継がれている豊田商事事件から20年以上が経過。その後も儲け話の巧妙な勧誘は繰り返され、ここ数ヶ月間でも、リッチランド(沈没船財宝等の投資)、ワールドインベストメント(未公開株の売買)、平成電電(電話設備の投資)・・・次々と社長や会長が詐欺容疑で逮捕されています。資産運用への関心が高まりつつある昨今、退職金や老後の蓄えは悪質業者の格好のターゲットです。くれぐれもご注意ください。



### 覚えていますか? 儲け話 事件簿

- 1985年** 豊田商事(金の現物まがい商法)やベルギーダイヤモンド(マルチまがい商法)を設立して極悪な詐欺を繰り返していた永野会長が刺殺
- 1987年** 天下一家の会の残党らが国債を配当するネズミ講組織国利民福の会を設立、翌年、法改正により摘発
- 1988年** 茨城CCゴルフ会員権乱売開始、その後、91年に実質的な経営会社常陸観光開発が破産
- 1992年** 友部元参議院議員の政治団体が運営していたオレンジ共済組合が出資金を集めて破産
- 1996年** “平成小判”を販売するという形で出資金を集めていたKKC(経済革命倶楽部)が破産
- 1997年** 千紫牧場、はるな共済牧場への強制捜査を皮切りに、全国各地で和牛預託商法の被害が表面化
- 2001年** 高利回りをうたった金融商品を次々と販売していた抵当証券会社大和都市管財が破産
- 2002年** 通信販売の広告事業への出資金を集めていたジーコスモスジャパンが破産
- 2004年** エルモア(宛名書内職業者)に保証金や報酬の支払いを求める集団訴訟が相次ぎ、05年には詐欺容疑で代表者が逮捕
- 2005年** 富裕層を対象に高額投資を募っていた資産運用コンサルタント会社GPJ(ジェスティオン プリヴェ ジャパン)が破産
- 2006年** IP電話事業オーナー募集と偽り加盟金を集めていた近未来通信が破産



### 覚えておきたい! 儲け話 新手口

#### ロコ・ロンドン金取引



“ロコ”とは“〜渡し”を表し、『金のロコ・ロンドン取引』といえは「金の受渡場所をロンドンとする条件での取引」を意味します。かつてイギリスは世界貿易や国際金融の中心地だったこともあり、現在でも金の取引はロンドン市場が中心で、ロコ・ロンドン世界の標準取引になっています。ただし、それは国際的な大手商社などの間で行われている金の現物取引の話。最近、トラブルが急増しているものは、本来のロコ・ロンドン取引とは全く異なるものです。

相談事例をみると、『ロコ・ロンドン金取引』と称して強引な勧誘が横行しているものは金の現物取引ではなく、差金決済による**証拠金取引**のようです。証拠金取引とは、証拠金(保証金)を預けて、それを担保に何十倍もの金額の取引をすること。例えば、100万円の証拠金で何千万円もの取引ができます。そのため、金相場や為替相場が少し変動しただけでも大きな利益や損失が発生し、損失が証拠金を上回る場合もあります。現物取引ではないので、金そのものが手に入る訳ではありません。しかも、ロコ・ロンドン金取引業者を規制する法律はなく、本当に取引が行われているかを確認することすら難しい、**とても危険な取引**です。

### 消費生活相談

※相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です

月～金曜日

くろーな い  
052-222-9671  
くろーな し  
052-222-9674

架空請求  
ホットダイヤル

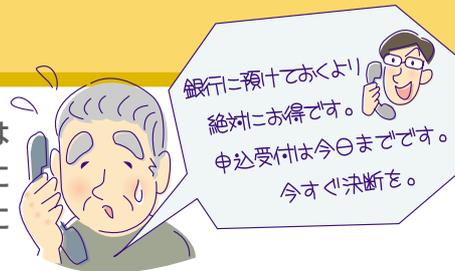
土・日・夜間相談

052-222-9690

# 最近の儲け話 相談事例

## 投資

「必ず儲かる」「絶対に損はさせない」などと販売員はうまい話を並べ立てて勧誘してきますが、もし本当にそんなにいい話があるなら、見ず知らずのあなたに勧めたりはせず、自ら投資するのでは!?



## ロコ・ロンドン金取引

電話勧誘後、喫茶店で落ち合い契約。販売員にいわれるままに、2千万円を2回、さらに翌月1千万円を1回振り込んだ。ところが数日後に販売員が突然、我が家に来訪。「損金が発生し、追加のお金が必要です。至急2千万円振り込んでください」といわれた。約2ヵ月間で2千万円もの損金が発生するものなのか?



### ここがポイント ロコ・ロンドン金取引の勧誘には要注意

昨年末頃から高額なトラブルが急増中。特に高齢者が狙われているようで、国民生活センターや経済産業省なども注意を呼びかけています。(P1参照)

## 未公開株

1年程前に電話で「近く上場予定で値上がりは確実」と勧められて未公開株20株を約100万円で購入。ところが上場予定の期日を過ぎても一向に上場されず、株の発行会社に問い合わせたら「上場の予定はない」といわれた。契約先に説明を求めても、はっきりした返答がなく不審だ。

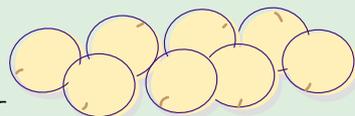


### ここがポイント 未公開株の勧誘は原則禁止されています

営業として株の売買ができるのは、金融庁に証券業の登録をした証券会社かその株の発行会社に限られます。未公開株の勧誘を受けたら、まずは悪質な未登録業者だと疑いましょう。\*登録の有無は金融庁のウェブサイトで確認できます。

## 商品先物取引

職場に勧誘電話が再三かかり、帰りに近くの喫茶店で会う約束に。そこで、断っているにもかかわらず夜の8時頃から翌朝5時頃まで延々と大豆の海外先物取引を勧められた。挙げ句の果てに「時間を返せ。絶対に契約してもらおう」と逆ギレされ、仕方なく契約書にサインをしてしまった。



### ここがポイント 海外商品市場の先物取引ならクーリング・オフが可能

店舗外で海外商品先物取引の契約をした場合は、契約後14日間は一方的に無条件でやめることができます。ただし、一部の商品やオプション取引、国内商品市場の取引の場合はできません。勧誘はきっぱり断りましょう。

## エビの養殖

父が昨年の夏から匿名組合の契約をして、エビの養殖に何百万円も出資している。出資は1口10万円で、口数に応じて配当金が得られるシステムで、1年間で出資額の約2倍の配当があると説明されたらしい。実際に数ヶ月間は説明通りの配当があったが、年末からは配当がない。父はだまされているのではないか。



### ここがポイント 出資には事業実態の確認が不可欠

出資した事業がうまく行かなければ、当然、配当はなくなります。最近ではエビの他に植林や農作物などへの出資の相談もありますが、いずれも事業実態は不明です。

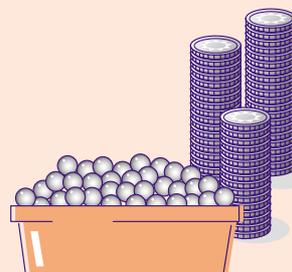
# ギャンブル

パチンコ・競馬の攻略情報に関するトラブルや、パチンコの“打ち子”“サクラ”のアルバイトと称して多額のお金をつぎ込ませるトラブルが増えています。



## パチスロ攻略情報

雑誌の広告を見てメールで問い合わせ。その後、業者から電話がかかり「情報通りにやれば必ず儲かる。もし出なければ返金する」と勧誘され、情報料20万円を振り込んだ。ところが郵送されたものは、攻略方法が書いてある紙が1枚のみ。しかも、その方法を試してみても全く出ない。業者に返金を求めたら「やり方が悪い」とつっぱねられた。



### ここがポイント

#### ギャンブルで必ず儲かるはずはない

当たるか当たらないか分からないのがギャンブルです。絶対に儲かる攻略情報などはあり得ません。ギャンブルにのめり込み過ぎないようにしましょう。

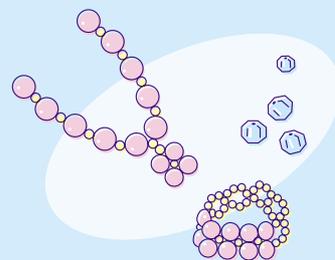
# 内職

登録料や商品の購入が必要な内職の契約は、訪問販売等よりも長い20日間のクーリング・オフ期間が設けられています。しかし、収入がないと気づくのは給料日以降で、すでにクーリング・オフ期間が過ぎている場合が多いのが実情です。



## ビーズアクセサリーの作成

求人募集のチラシを見て電話で問い合わせをしてみたたら、「内職を始めるには、まずは無料の研修を受けていただきます。その後、会員登録をして仕事を開始。報酬は仕事のランクに応じてお支払いします。登録には30万円が必要ですが、報酬ですぐにまかなえますよ」といわれたが信用できるか。



### ここがポイント

#### 「出来が悪い」と難癖をつけて報酬を払わない例も…

宛名書き、チラシ配り、パソコン入力、折鶴作成、こおろぎ育成など、内職のトラブルは後を絶ちません。仕事に先立ち何らかのお金が必要な場合は慎重に検討しましょう。

# 子供モデル

駅の近くを子供と一緒に歩いていたら、「子供モデルになりませんか?」と声をかけられ、登録申し込みの資料を渡された。子供モデルに登録するためには、写真撮影やPR用のパンフレット作成代として約5万円が必要のようだが、妥当な金額か。



### ここがポイント

#### 登録をしてもモデルの仕事があるとは限らない

仕事がなくとも、「お子さんの容姿の問題だ」と言い逃れされる危険性が高く、そもそも登録させるだけで、モデルの仕事があっせんするシステムが確立されていない場合もあります。



# お知らせ

名古屋市消費生活センターでは、次のようにセミナーと講座を開催します。ぜひ、ご参加ください。



平成19年度(前期)

## 消費者問題セミナー 受講者募集

テーマ 「これで大丈夫! 安心・安全な暮らし」

全10回 午前10時~正午

日程	曜日	内容	講師(敬称略)
5月18日	(金)	最近の消費者契約法の動向	弁護士 佐藤 浩史
5月25日	(金)	高齢者をねらう悪質商法の実態	弁護士 石川 真司
6月 1日	(金)	消費者と民法(契約の考え方を中心に)(1)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
6月 8日	(金)	消費者と民法(契約の考え方を中心に)(2)	明治学院大学法科大学院 教授 加賀山 茂
6月15日	(金)	インターネットの安心・安全利用	総務省 東海総合通信局
6月22日	(金)	相談窓口最前線! 悪質商法の対処法	名古屋市消費生活相談員
6月29日	(金)	暮らしに活かそう景品表示法	公正取引委員会事務総局中部事務所
7月 6日	(金)	どうしたら防げる製品事故	独立行政法人 製品評価技術基盤機構
7月13日	(金)	正しく読み解こう! 消費者情報	名古屋市くらしの情報プラザ・相談係
7月20日	(金)	消費生活におけるマーケティングと消費者	日本福祉大学福祉経営学部教授 小木 紀親

※なお期間中に日程・内容等について、若干変更する場合がありますので、予めご了承ください。

## 消費生活講座 受講者募集

各講座 全4回 午前10時~正午

日程	講座名	内容
講座1 5月15日(火)・5月22日(火) 5月29日(火)・6月 5日(火)	「食とヘルシーライフ」	食生活を見直して健康的に過ごすために、お茶や乳製品などの知識を深めます。
講座2 5月17日(木)・5月24日(木) 5月31日(木)・6月 7日(木)	「癒しで快適生活術」	心の癒される快適な生活を築くために、香りやガーデニングなどの知識を深めます。

**開催場所** 名古屋市消費生活センター 第1研修室 伏見ライフプラザ12階

**募集人数** セミナー 講座1 講座2 とも各100名(応募多数の場合は抽選)

**受講料** セミナー 1,000円(初回の受講日にお支払いください) 講座 無料

**応募方法** 「往復はがき」に ①住所 ②氏名(ふりがな) ③電話番号 ④**セミナー**の場合は「消費者問題セミナー 受講希望」、**講座**の場合は希望の講座名を明記のうえ、**5月8日(火)**までに下記の担当係へ(必着)

ウェブサイトからも応募できます。 <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/kouza/index.htm>

**申込先** 〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23-13 伏見ライフプラザ11階  
名古屋市消費生活センター **消費者問題セミナー係** または **消費生活講座係**

\*受講者募集についてのお問い合わせは ☎222-9679 まで

### 利用のご案内

#### 消費生活相談

**受付時間** 月~金曜日 9:00~16:15  
(祝日・年末年始を除く)  
TEL **052-222-9671**  
架空請求ホットダイヤル  
TEL **052-222-9674**

**受付時間** 土・日曜日 9:00~16:15  
(祝日・年末年始を除く)  
TEL **052-222-9690**  
※土・日曜日は電話相談のみで、  
来所相談は行っていません。

#### くらしの情報プラザ

**受付時間** 月~土曜日 9:00~17:00  
(祝日・年末年始を除く) TEL **052-222-9677**

**名古屋市消費生活センター** <http://www.seikatsu.city.nagoya.jp>

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階  
TEL (052) 222-9679 FAX (052) 222-9678

●本誌の内容の無断転載と利用をお断り致します。  
●このパンフレットは再生紙を利用しています。(古紙/バブル配合率100% 白色度80%)

名古屋城本丸御殿復元プロジェクト



#### 交通のご案内

- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m